

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十七号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年秋田県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（登録事項） 第三条 名簿には、次の事項を登録する。 一 略 二 氏名 三 六 略	（登録事項） 第三条 名簿には、次の事項を登録する。 一 略 二 氏名、生年月日及び性別 三 六 略

附 則
この規則は、令和七年四月一日から施行する。